

あきる野市障害者通所支援施設の指定管理者について（指定理由書）

1 審査対象団体

あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に管理を行わせる。

2 希望の家の現状

（1）法的な位置付け（通所支援施設）

希望の家は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害福祉サービスのうち、障害者総合支援法第5条第7項に規定する「生活介護事業」を実施している。

生活介護とは、常時介護を要する障がい者（障害支援区分3以上）について、主に昼間、入浴、排せつ又は食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うことをいう。

（2）市の障がい者福祉計画における位置付け

施策名 生活介護事業の充実

基本目標6に「就労や社会参加による生きがづくり」を掲げ、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護事業の場の確保に加え、適切なサービスが提供されるよう質の向上に努めるとしている。

（3）施設等の概要

ア 所在地	あきる野市五日市374番地5
イ 開設	昭和62年4月
ウ 事業内容	生活介護事業
エ 定員	20人（令和5年5月1日現在通所者数13人）
オ 職員数	正規職員1人、再雇用職員1人、嘱託員3人、非常勤職員7人 計12人

（4）施設の歴史的背景

昭和62年4月6日に設立。「五日市障がい児（者）と親の会」からの強い要望を受け、当時の五日市町が現在の地に就労困難な心身障がい者の通所授産施設及び通所訓練施設として建設設置し、社会的自立を助成する授産指導（作業を通じて自立のために必要な指導を行うこと。）を行ってきた。

なお、「五日市障がい児（者）と親の会」は、地域での通所施設を望み、建設費用を集めるために廃品回収やバザー等の活動を行い、建設資金の一部として295万円を五日市町に寄付している。

運営は当初、秋川市、五日市町それぞれの社会福祉協議会に委託し、正規職員2人を配置。平成18年度からは社協を指定管理者として現在に至っている。

平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障害者通所支援施設として、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行っている。

3 施設のあり方に係る検討の経緯及び結果

市における民間活力の活用に係る検討については、多くの事業所が開設している現状を踏まえ、検討の必要性の高まりとともに平成30年度以降、市内事業所や他自治体へのアンケート調査、利用者との意見交換会等、庁内における検討を重ねてきている。

令和3年度は、市内事業所の状況や社協の運営状況、他市の指定管理に係る状況等について調査等を実施。その中で、これまで希望の家、ひばり分室が担ってきたセーフティネット的な役割がいつまで持続できるのか、また、施設運営の持続性を考えたときに、請け負えるだけの体力が民間事業者にあるのかなど、検討すべき事項が具体化した。

令和4年度は、実際に事業所運営をしている法人や施設を利用する側である当事者関係者、さらには専門的な知見からの助言等を得るための学識経験者で組織する「あきる野市障害者通所支援施設在り方検討委員会」を設置し、民営化の可能性等も含めた施設の将来的な在り方について検討した。

(1) 調査・検討で得られた意見

ア 施設が分散していると、それだけ支援者の数が必要である。

イ 支援の向上を図ることを考えたときに、利用者の特性等を職員全体で把握する必要があるが、物理的に施設が分かれてしまうと、同じ支援は生み出せない。どうしても2か所で行う必要があるのであれば、1度集約し、その後、単に元の場所に戻るのではなく、ニーズに合った状態で分かれた方が支援しやすい。

ウ 単純に収益面で考えると1か所で行わなければ経営が成り立たない。

エ 支援の統一を図るためにも1か所に集約してサービスの提供を行うことが最適解である。

(2) 市の調査・検討の結果

あきる野市障害者通所支援施設は、「希望の家」及び「ひばり分室」（以下「両施設」という。）を1つに集約し、希望の家で運営する。

なお、令和5年度において、施設の老朽化等の対策として、床のひずみ修復、バリアフリー化を実施し、建物の寿命延命化を図る予定としている。

4 公募によらず、現指定管理者に引き続き行わせる理由

あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、現指定管理者に管理を引き続き行わせる理由については、次のとおりである。

(1) 令和5年度において、両施設の集約に関する取組に着手することから、ひばり分室の利用者が希望の家で安定した通所を継続するには、利用者の環境変化による負担を

最小限に留める必要がある。そのためには、利用者や家族と職員との信頼関係や支援の内容を現状と近い形にすることが最善と考えられることから一定期間は現指定管理者が継続することが望ましい。

- (2) 「協定書・事業計画等に沿って適正に指定管理業務を行っていること」について
- ア 協定書・事業計画等に従い、労働法令の遵守や労働環境への適切な配慮を行い、事業計画書どおりの人員を配置し、職員の指導・育成及び研修を行っている。
 - イ 情報公開マニュアルを作成し、情報公開に対する体制を整備しており、ホームページ等により施設の情報公開に努めている。
 - ウ 利用者の通所に当たり、家庭の都合や利用者の体調等により、保護者と連絡調整を密に行うなど、利用者の平等な利用を確保し、サービスの提供に当たって公平な取り扱いを行っている。
 - エ 利用者アンケート、全利用者の保護者面談及び電話対応による意見等を管理運営に反映することで、利用者へのサービスの向上を図っている。
 - オ モニタリングチェックシートの総合評価は「A」であり、利用者や保護者との信頼関係を築きながら、家庭的な雰囲気の中で安定的かつ継続的なサービスの提供ができています。
- (3) 「施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であること」について
- ア 利用者である障がいのある方は、自分の身の回りの環境変化に対して非常に敏感であり、順応するのに時間がかかるため、各利用者の特性を深く理解している施設職員と利用者との信頼関係は非常に重要である。また、希望の家は保護者が数々の苦勞の末に開設した施設で、思い入れが強く、保護者と長期にわたり受託している社協との信頼関係も強固なものとなっている。
 - イ 利用者の障害特性に応じた適切な支援ができ、安定したサービスの提供を行っている。
- (4) 「収支計画書に基づく予算執行が適切になされており、施設の収支状況が良好な状態であること」について
- 年間の施設利用者が予定よりも少なかったことから、収入が計画に対し、90.4%となったが、支出も減少しており、収支は安定している。

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入	指定管理料	11,068,000	14,518,492	15,180,532
	自立支援費等収入	47,466,556	41,823,154	45,110,369
	その他の収入	4,149,660	641,604	414,844
	計	62,684,216	56,983,250	60,705,745
支出	人件費	48,930,382	48,619,720	48,644,654
	維持管理経費	8,320,813	7,186,610	8,424,902
	その他の支出	5,212,734	1,176,920	2,873,330
	計	62,463,929	56,983,250	59,942,886
収支(収入-支出)		220,287	0	762,859

- (5) 「指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの

提供が認められること」について

社協は、財務諸表から経営状況の安全性・健全性が良好な状況であり、安定した行政サービスの提供が図られると判断できる。

上記（１）から（５）までの内容から、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ 1（３）の「公募によらず、指定管理者を指定することができる場合の要件」を満たすと考えられ、社協が引き続き、希望の家の管理運営を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び相当程度の事業効果が見込めると判断できる。

※平成18年4月の指定管理者指定当初から、社協は障がい者福祉の向上に寄与する団体であると特定されるという理由により非公募としている。

5 指定期間等

上記の「公募によらず、現指定管理者に引き続き行わせる理由」から、利用者の環境変化による負担を最小限に留めるためには、利用者や家族と職員との信頼関係や支援の内容を現状と近い形にすることが最善と考えられることから一定期間は現指定管理者が継続することが望ましい。そのため、利用者の環境変化に適応するための期間として、最短の指定期間である2年間を設定する。

これらのことから、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ 2（９）アの、「指定の期間は、最短2年、最長5年の範囲内で、公の施設の設置目的や実情等を踏まえて決定する。」に基づき、指定期間を令和6年度から令和7年度（令和6年4月から令和8年3月）までの2年間とする。

6 指定管理者の指定管理料

25,260,941円（指定期間における総額）

<指定管理料の増額理由について>

現在の指定期間中の指定管理料の総額は44,341,716円となっており、1年平均は14,780,572円となっている。今回の更新後の指定管理料の総額は25,260,941円となっており、1年平均は12,630,470円となっている。現在と今回の指定管理料1年平均を比較すると、2,150,102円の減額となっている。

金額の増減の内訳については、以下のとおりである。

（１）負担の増加（費用の増額、その他の減少）

維持管理経費（光熱水費）の増額（約80万円）

光熱水費を現在の希望の家の利用者13人で割り、1人当たりの光熱水費算出し、更新後の利用予定者20人を掛けた値で算定

（２）負担の減少（費用の減額）

ア 人件費の減額（約 2 5 0 万円）

両施設集約による職員減（令和 6 年度 1 人減、令和 7 年度 1 人減）による
人件費の減額

イ 自立支援費及びその他収支出の減額（約 4 5 万円）

現在の指定期間中の平均値より更新後の平均値の差額